

岩手県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
羽黒堂	花巻市大迫町亀ヶ森（別紙図面のとおりに。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。
沢田の沢	〃	土石流	〃
小原田の沢	〃	〃	〃
修理田の沢	〃	〃	該当なし
修理田の沢2	〃	〃	別紙図面のとおりに。
羽黒堂の沢	〃	〃	〃
蓮花田の沢	〃	〃	〃
葛坂の沢	〃	〃	〃
小田の沢	〃	〃	〃
大沢山の沢	〃	〃	〃
大沢山の沢2	〃	〃	〃
大沢山の沢3	〃	〃	〃
大沢山の沢4	〃	〃	〃
大沢山の沢8	〃	〃	〃
谷地の沢	〃	〃	〃
谷地の沢2	〃	〃	〃
谷地の沢3	〃	〃	該当なし
谷地の沢4	〃	〃	別紙図面のとおりに。
伏木田の沢	〃	〃	該当なし
伏木田の沢2	〃	〃	別紙図面のとおりに。
伏木田の沢3	〃	〃	〃
三日市の沢	〃	〃	〃
川原田の沢	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南振興局土木部花巻土木センター並びに花巻市役所に備えておいて縦覧に供する。